

大阪府規則第四十一号

大阪府指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大阪府規則第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上</p> <p>二 四 (略)</p> <p>五 <u>栄養士又は管理栄養士 療養病床が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上</u></p> <p>六 (略)</p> <p>三 二 (略)</p> <p>一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上</p> <p>二 五 (略)</p> <p>六 <u>栄養士又は管理栄養士 老人性認知疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上</u></p> <p>七 (略)</p> <p>五 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知疾患患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第一項第六号及び第三項第七号の規定にかかわらず、療養病床(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数及び老人性認知疾患患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数の合計数が百又はその端数を増すことに一とする。</p> <p>六 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもつて充てなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>七 第一項第六号、第三項第七号及び第五項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤</p>	<p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上</p> <p>二 四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>三 二 (略)</p> <p>一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上</p> <p>二 五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>五 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知疾患患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第一項第五号及び第三項第六号の規定にかかわらず、療養病床(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数及び老人性認知疾患患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数の合計数が百又はその端数を増すことに一とする。</p> <p>六 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもつて充てなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設(ユニット型指定介護療養型医療施設(条例第四十一条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>七 第一項第五号、第三項第六号及び第五項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤</p>

の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。

8・9 (略)

(衛生管理等)
第七条 (略)

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができる。

(病院又は診療所であるユニット型指定介護療養型医療施設の設備の基準)
第九条 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

ハ 一の病室の床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、イただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

二 (略)
二七 (略)
2 (略)

(老人性認知症患者療養病棟であるユニット型指定介護療養型医療施設の設備の基準)
第十条 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

ハ 一の病室の床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、イただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。

8・9 (略)

(衛生管理等)
第七条 (略)

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができる。

(病院又は診療所であるユニット型指定介護療養型医療施設の設備の基準)
第九条 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。

ハ 一の病室は、次のいずれかを満たすこと。

(1) 床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、イただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(2) ユニットに属さない病室を改修したもののについては、病室を区分する壁は、入院患者相互の視線を遮断することができるものであること。なお、壁と天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

二 (略)
二七 (略)
2 (略)

(老人性認知症患者療養病棟であるユニット型指定介護療養型医療施設の設備の基準)
第十条 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。

ハ 一の病室は、次のいずれかを満たすこと。

(1) 床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、イただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

附 則

1-8 (略)

9 療養病床を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第三十三号)第一条の規定による改正前の医療法施行規則(以下「旧医療法施行規則」という。)附則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設については、令和六年三月三十一日までの間は、第三条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。

10 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、旧医療法施行規則附則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、令和六年三月三十一日までの間は、第三条第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上

二一五 (略)

六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

七 (略)

11 療養病床を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、旧医療法施行規則附則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、令和六年三月三十一日までの間は、第四条第六号及び第九条第一項第五号中「一・ハメートル」とあるのは「一・ニメートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

12 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、旧医療法施行規則附則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、令和六年三月三十一日までの間は、第五条第六号中「一・ハメートル」とあるのは「一・ニメートル」と、「二・七メートル以上(医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の中廊下の幅にあつては、二・一メートル以上)」とあるのは「一・六メートル以上」とする。

(2) ユニットに属さない病室を改修した
ものについては、病室を区分する壁は、
入院患者相互の視線を遮断することが
できるものであること。なお、壁と天井
との間に一定の隙間が生じていても差
し支えない。

附 則

1-8 (略)

9 療養病床を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第三十三号)第一条の規定による改正前の医療法施行規則(以下「旧医療法施行規則」という。)附則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設については、平成三十六年三月三十一日までの間は、第三条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。

10 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、旧医療法施行規則附則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成三十六年三月三十一日までの間は、第三条第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上

二一五 (略)

六 (略)

11 療養病床を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、旧医療法施行規則附則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成三十六年三月三十一日までの間は、第四条第六号及び第九条第一項第五号中「一・ハメートル」とあるのは「一・ニメートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

12 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、旧医療法施行規則附則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成三十六年三月三十一日までの間は、第五条第六号中「一・ハメートル」とあるのは「一・ニメートル」と、「二・七メートル以上(医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の中廊下の幅にあつては、二・一メートル以上)」とあるのは「一・六メートル以上」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(ユニットの定員等に係る経過措置)

- 4 当分の間、第八条の規定による改正後の大阪府指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第九条第一項第一号ロ及び第十条第一号ロの規定に基づき入院患者の定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護療養型医療施設は、同規則第三条第一項第二号及び第三号、同条第二項第二号及び第三号、同条第三項第二号及び第三号、第十二条、附則第二項第二号、附則第三項、附則第九項並びに附則第十項第二号及び第三号の基準を満たすほか、ユニット型指定介護療養型医療施設における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 6 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の病室であつて、第八条の規定による改正前の大阪府指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第九条第一項第一号ハ(2)及び第十条第一号ハ(2)の規定の要件を満たしている病室については、なお従前の例による。